

学校施設利用許可申請書

令和 年 月 日

宇都宮市立錦小学校長 様

1	団体名	
2	責任者名	自署なら印は不要
3	責任者住所	
4	責任者電話番号	

下記のとおり利用したいので、許可くださるようお願いいたします。
なお、利用にあたっては学校が示した貸与事項の順守を約諾いたします。

記

1 利用目的

2 利用日時

令和 年 月 日（ 曜日）	時 分～	時 分
令和 年 月 日（ 曜日）	時 分～	時 分
令和 年 月 日（ 曜日）	時 分～	時 分

3 利用施設・用具（○をお付けください）

・施設： 校庭・体育館・教室（ ） ・施設： 机（ ）・椅子（ ）

・用具：

4 利用人数 約（ ）名

5 その他

学校施設等の貸与事項について

宇都宮市立錦小学校

1 貸与全般について

- (1) 貸与申請の目的以外に使用しない。
- (2) 貸与日時は厳守すること。(下記時間以外に利用するときは学校に確認する)

利用日時	校 庭	体 育 館	特別教室等
平日	16:00～18:00	16:00～18:30 19:00～21:30	学習等に支障がない時間
休日(土・日・祝日)	9:00～17:00	9:00～21:30	学校長が許可した場合

※夏季・冬季・年度末始・学期間休業等は、休日に準じ利用団体間(子どもの家を含む)で調整。

- (3) 貸与した鍵等は、決められた期日までに必ず返却する。
- (4) 施設・設備並びに使用物品は大切に扱う。もしも破損したような場合は副校長に報告して、直ちに修理の上、原形に復するなど責任を負う。
- (5) 利用後は物品等の後片付けを行い、ゴミ等がないかを確認した上で、ゴミ類は持ち帰る。施設・消灯等については、必ず責任者が点検をすること。
- (6) 学校敷地内禁煙・禁酒を守り、火気の使用については原則禁止とする。
- (7) **大会等の会場として複数のチームが来校する場合、事前に学校側に相談したうえで別途「学校施設等利用許可願」(HPから)を提出すること。**
- (8) 体育館周辺・給食室前等の舗装部分を駐車指定場所とし、校庭への乗り入れを禁止とする。駐車場周辺では、子供たちに十分注意し徐行すること。指定場所以外に駐車する必要がある時は、学校から許可を得て、係員を置く等の安全対策をとる。

※ 休日に関しては、職員駐車場を利用しても良いが、職員が仕事に来ることがあるので、東校舎北側から校舎沿い3台分を職員用として確保しておく。

- (9) 事前の申請等と異なる場合は、学校に連絡を入れて確認・許可を得ること。
- (10) 児童の活動には、必ず大人の責任者(指導者)がついていること。

2 校庭貸与について

- (1) 学校に遊びに来る子供たちの安全には十分に留意して利用する。
- ※ 校庭を貸与した団体が、子供たち等の来校や遊びを禁止することはできない。
- (2) **サッカーゴールや指揮台、ジャンピングボード、車止め等を移動した場合は、元の場所に設置し直すこと。サッカーゴールに関しては、必ず固定器具(4か所)を取り付ける。**
- (3) 運動用具・ライン引き等を使用するときは、事前に学校の許可を得て、必要な物品だけを使用する。なお、**石灰は利用団体で準備すること。**
- (4) 校内の花緑類や樹木類を、採ったり折ったりしない。犬等のペットも連れてこないこと。
- (5) 大会等で複数チームが来校した場合、利用後に屋外トイレの清掃を行う。



3 体育館貸与について

- (1) 体育館利用時は、安全確保のため同伴の子供たちから目を離さないようにし、ステージ上やキャットウォーク、東側2階のミーティングルームには入れないようにする。特に、**ステージ上の緞帳類は、経年劣化で破損しやすいのでステージに上がらないよう**に指導すること。
- (2) 体育館フロアやステージ上での飲食は、原則禁止とする。
- (3) 体育館内は土足厳禁とし、体育館専用のシューズを使用する。定められた場所以外には、下駄箱も含めて、私物等を置いたままにしない。
- (4) 体育館の道具は、大人の管理のもとで使用し、体育館の壁やステージ下の引戸に故意にボールを当てない。(ステージ下の引戸が外れた時は、もとに戻す。)
- (5) 本校の体育館に大会等のため複数チームが来校した場合は、利用後にトイレの清掃を行う。
- (6) 警報ベルなどが鳴った時は、避難して警察(110番)か消防署(119番)に連絡する。異常がない場合は警備会社(Tel.613-6123)にも連絡する。

4 特別教室等の貸与について

- (1) 特別教室等の利用は、児童の学習や活動の妨げにならない範囲で許可する。
- (2) 利用する教室以外には、出入りをしない。
- (3) 平日の利用は、午後4時40分までとする。休日(土・日・祝日)は、学校長が必要と認めた場合のみ利用を許可する。
- (4) 教室内での飲食は、禁止を原則とする。
- (5) 利用後は、整理整頓を行い、施設と消灯を確認する。ゴミ類は持ち帰ること。

5 その他

- (1) 正門(東門)は緊急車両の出入口となっているため、駐停車は禁止する。
- (2) 校庭及び体育館を利用した団体は、必ず門扉を閉めて帰る。
- (3) 不審者等が徘徊している場合は、左記に通報する。 ※豊郷交番(Tel.625-0698)、東警察署(Tel.610-0110)
- (4) その他、学校側から示された貸与・注意事項について遵守すること。違反した場合は、以後の利用を許可しないこともあるので留意する。

※ 学校施設貸与等についての問い合わせは、錦小学校(担当:副校長 Tel. 621-0444)まで